

第2補給処十条支処総務課  
総務課総務班長

部外者の十条駐屯地入門手続きについて

標記について、下記のとおり実施されるので周知されたい。

記

1 実施期間

平成28年11月21日（月）～当分の間

2 実施内容

- (1) 警衛所は、部外者が入門手続きの際、身分証明（自動車免許証、パスポート、社員証等の写真付の証明書）を確認する。
- (2) 身分証明書を持参しない部外者に対しては、警衛所から業務調整先に電話するので、電話を受けた隊員は、警衛所まで部外者を迎えに行くこと。（出門時と同じ。）

3 その他

各隊員は、部外者に入門時の身分証明書（写真付）の持参の徹底をお願いします。